

1 緊急要望

次の3つの決議事項については、特に、地方行政への影響が大きく緊急性が高いことから、趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

1 特例公債法案について

特例公債法案が先の通常国会で成立しなかったため、普通交付税の9月分の交付決定は、道府県分に限って、当面、月割り交付とすることとされ、さらに11月分について、市町村分を含め、当面交付を見合わせることにされたことは遺憾である。国においては、今後このような措置を繰り返すことがないように、責任ある対応をとること。

2 放射性物質を含む廃棄物の処分について

放射性物質汚染対処特措法により、国が処分することとされた8,000ベクレル/kgを超える焼却灰などの指定廃棄物については、迅速に処分を進める必要があることから、住民等の理解が得られるよう処分の安全性等についての説明を十分に行うこと。

また、指定廃棄物を国に引き渡すまでは、各事業者等が保管しなければならないことから、その間も適正な保管が維持できるよう、国が対策を講じること。

なお、8,000ベクレル/kg以下の廃棄物についても、処分先を斡旋するなど国の責任で最終処分場を確保すること。

3 雇用対策の推進について

地方においては、地域の実情に応じた経済対策及び雇用対策に取り組んでいるところであるが、より効果的な施策を実現するためには、国の継続的かつ積極的な支援が不可欠である。

そのため、特に緊急雇用創出事業について、実施期間を延長するとともに交付金の増額を図ること。